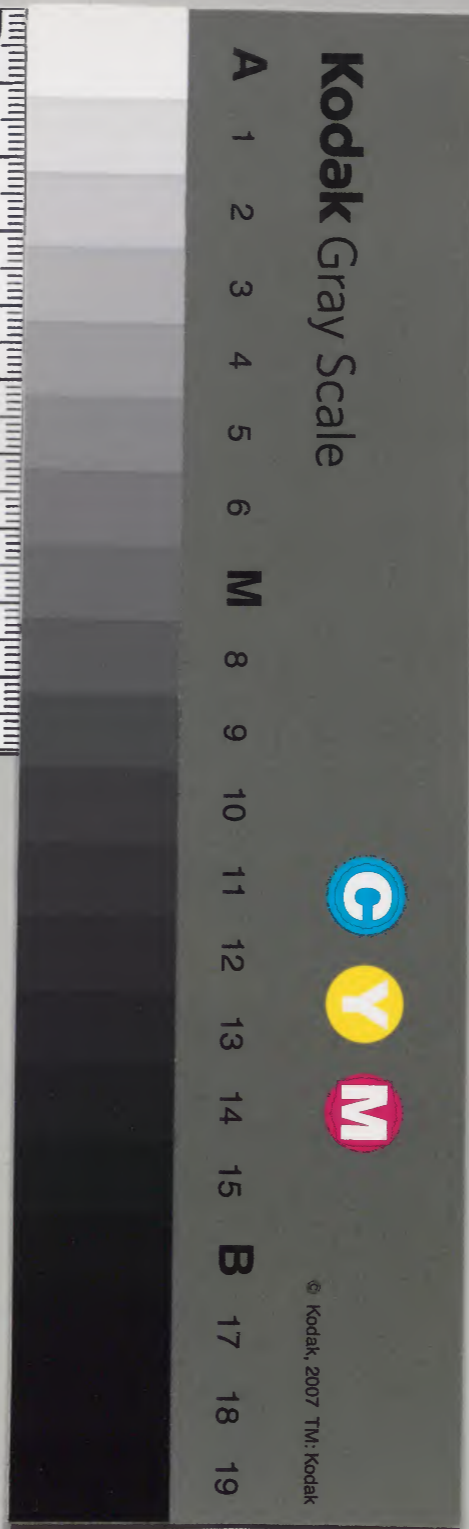


國本論 附録

和書門	一六八五七	類
函	二一六	架
冊	二	冊

和書	一六八五七	類
冊	二	架
函	二	冊

内閣文庫		
番號	和	16857
冊數	2 (1)	
函號	182	406



綴じ部(喉部分)の文字など開きが不鮮明な箇所あり

國本論

下

日本論

子

論附録

目録

淺草文庫

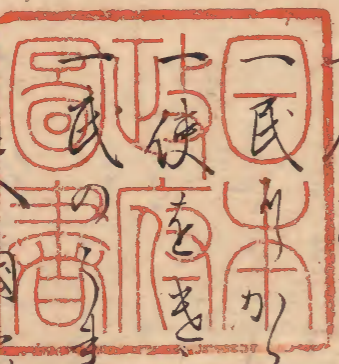


一 田地年貢之事

一 人民を治むる事

一 民力加ふる役を急ぐ事

一 使を遣はし其の困窮を免る事



夫國宗天下を治むる理法を以て治むるは徳なりと

し毎經界賦税其正を爲すを理法をたす事

ありては經界賦税其正を爲すは毎人民蕃庶な

國本論附錄卷之一

賤とあやむるもの

白川世子源定信撰

周禮理賤之法

職 九

生賤
三農 園圃 虞衡 藪牧 百工 商賈 嬪婦 臣妾 閭民

賦 九

斂賤
邦中 邦郊 四郊 邦甸 邦甸 家削 邦都 邦縣 關市 山澤 幣餘

貢 九

致賤
妃嬪 器幣 杖幣 貨販 服游 物

式 九

用賤
祭禮 賓客 表荒 羞販 工事 幣帛 芻秣 匪領 好用

九功 九式 九貢 之餘

餘賤
玩好 供人

宰夫 賤の出入を制す

外府 邦の賤を出入して邦用を爲す

職内 邦の賤の出入を制す

大宰

大府

玉府

職幣

司書

司會

國用を制す

貨物の入敷を制す

金玉及び琺瑯の物を司す

公用の餘り振歛して王の小幣を常賜す

邦の移く物の出入を知りて幣を書する

惣勘定を掌るなり

小宰

九式の式を掌る

内府

貨物を掌りて決産一ツのたつちを掌る

職歲

邦の賤の出入を司す

周禮大宰の職九職を以て采賤布帛のたるを掌りて邦中の賤を

二小宰を以て之を掌る 二小宰の職を以て邦中の賤を掌りて邦

甸の職を以て之を掌る 二百里ヲ邦甸トイフ 載師公邑田ヲ以テ甸地ニ任ストイフ 四百里ヲ家割トイフ 以テ縣地ニ任ストイフ 六百里ヲ邦甸トイフ 載師公邑田ヲ以テ甸地ニ任ストイフ

五小宰邦縣の職を以て之を掌る 四百里ヲ家割トイフ 以テ縣地ニ任ストイフ 六百里ヲ邦甸トイフ 載師公邑田ヲ以テ甸地ニ任ストイフ

七小宰開布の職を以て之を掌る 五百里ヲ邦都トイフ 一ヨリ是マテハ農民ニ載師トイフ 五百里ヲ邦都トイフ 一ヨリ是マテハ農民ニ載師トイフ

都の職を以て之を掌る 五百里ヲ邦都トイフ 一ヨリ是マテハ農民ニ載師トイフ 五百里ヲ邦都トイフ 一ヨリ是マテハ農民ニ載師トイフ

馬瑞係田邦中より邦都まで皆此を農民より國中より下ハ地獄を以て口賦を以て之を掌る 國市山は以て室の身も亦此を農民より國中より下ハ地獄を以て口賦を以て之を掌る

九式を以て國の入用を掌る 禮を以て之を掌る 禮を以て之を掌る 禮を以て之を掌る

の式を以て之を掌る 表荒の式を以て之を掌る 表は大名及大身の者の死する時香奠なるを以て之を掌る

版の式を以て之を掌る 表は大名及大身の者の死する時香奠なるを以て之を掌る 表は大名及大身の者の死する時香奠なるを以て之を掌る

五小宰車の式を以て之を掌る 表は大名及大身の者の死する時香奠なるを以て之を掌る 表は大名及大身の者の死する時香奠なるを以て之を掌る

六小宰幣帛の式を以て之を掌る 表は大名及大身の者の死する時香奠なるを以て之を掌る 表は大名及大身の者の死する時香奠なるを以て之を掌る

幣帛と實客の七子芻秣の式とハハ匪領の式と

九は婦用の式とハハ物貢の式とハハ

又九貢の似て國の用を了るる礼貢とハハ

二子嬪貢とハハ世嬪ノ字ハハ

三子之實貢とハハ

五子棧貢とハハ

七子級貢とハハ

八子旂貢とハハ

九に物貢とハハ

因礼太府の役九貢九織九功

たうて成りもあて是を受給の府受用の府

是にさつて國市の織ハ王の羞服の入用とハハ邦才の織賓客の入用とハハ四郊の織ハ芻秣の入用とハハ家削の織匪領の入用とハハ邦縣の織幣帛の入用とハハ邦才の織祭禮の入用とハハ山澤の織表荒の織とハハ幣餘の織ハ好用の入用とハハ九國の九貢の織ハ布用の入用とハハ

九万民の貢納不たる九切を不

凡九或九貢の多民のあまりの銭なるはうみの入用となる凡國の入用
に皆あまの年を替ふ一九貢九或九切の銭のふるとかりて礼府及の
九或の用につけりてなり王制は礼記家宰の役國の入用とをわ
りしつれ九章貢を納りし教を以て其國の入り銭をわる又大
なる不より少くたさまりしき新が多くゆるとえその年のお本
にお本をわり年貢とを四方より割三分して國の入用とて五分は
て多くて一人と一年毎に一分と然とて五分とあましと檢
つゆれ十年の入用となるを以て國の入用と考へをわる又四國は
九或の銭なるは不足の國といふ三年の銭一なきと急なる國といふ
三年の銭一なきと困てなりといふ

大孝の君子の先徳を以てしむ徳あれば人あり人あれば仁あり

仁ありては仁あり徳あり徳あれば仁あり仁ありては仁あり徳あり
人の天よりうみし徳なりその徳のふるぬやうをわらふかほしむ
たり徳あれば人あり人ありては徳あり徳ありては徳あり徳あり
るなりち地あり財あり徳あり徳ありては徳あり徳ありては徳あり
又四或は亦のし未を内なるは武を以てし志めて奪ふ事とをわ
らふは此のち銭集まは別民散し銭散るは別民散る徳は亦
して銭室は未このち徳をわらふ未なるは銭室を内なるは民
をわらふ志めて奪ふ事とをわらふ凡室は人のやむ不なりおの
實土地は出しくかきりおれものおよむある時ハレはたなく下るある時
はよなるよなるもの我實を好むんを以てして又あつてを好むし
と思ひやり私欲をわらふは當つて實をわらふはえはえのあつてをわら

く君の寶よりして民とをき 物ひを回しつゝをとりし物なり
又曰賊を生むる大なる害は是ヲ生るとの多く先攻をむもの少く先
攻たるもの多し先を用ひ物やのなる故に先攻は是より多し大なる害
なり 故に民とを自らをとりしを 君の民をこれに自他と實を生る人多
しは官又其位とを後とるは 怨ををむねをけれは是とくうし
の自他とをくなく農の時を拂ふは是を正せるもの多し 收斂よりして
入用をこれに先を用ひるは 亦く 國を富んぬるは 亦
を以てめて入用をよき回しにふるは 亦く 國を富んぬるは 亦
世回して利を以て 利とを是に必君の民を利して 自かの方より
またいふなり 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦
又曰仁者に徳を以て 身と起し不仁者に身と起し 徳をあらはし 仁を
んて 下義に徳を以て 身と起し 不仁者に身と起し 徳をあらはし 仁を
は 仁のいふなり 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦
仁者に其ある所の寶より 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦
教をまたは 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦
て 國の寶より 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦
亦も亦持てたるを 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦
は 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦
より 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦
事なし 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦
仕る 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦
以上より 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦

く君の寶よりして民とをき 物ひを回しつゝをとりし物なり
又曰賊を生むる大なる害は是ヲ生るとの多く先攻をむもの少く先
攻たるもの多し先を用ひ物やのなる故に先攻は是より多し大なる害
なり 故に民とを自らをとりしを 君の民をこれに自他と實を生る人多
しは官又其位とを後とるは 怨ををむねをけれは是とくうし
の自他とをくなく農の時を拂ふは是を正せるもの多し 收斂よりして
入用をこれに先を用ひるは 亦く 國を富んぬるは 亦
を以てめて入用をよき回しにふるは 亦く 國を富んぬるは 亦
世回して利を以て 利とを是に必君の民を利して 自かの方より
またいふなり 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦
又曰仁者に徳を以て 身と起し不仁者に身と起し 徳をあらはし 仁を
んて 下義に徳を以て 身と起し 不仁者に身と起し 徳をあらはし 仁を
は 仁のいふなり 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦
仁者に其ある所の寶より 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦
教をまたは 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦
て 國の寶より 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦
亦も亦持てたるを 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦
は 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦
より 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦
事なし 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦
仕る 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦
以上より 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦く 國を富んぬるは 亦

是天下の人乃為る不汝はさきんといふ何を以て蔵のあり久しく
其實をたるとあるや又曰孟獻子曰國よりりうを治るくその後人
のりりなきしよの私欲をの役人あるし是國ハ世上のりよ
利利なきくは道徳を以て國の利とするなり一國の事と成て
者ハ賊實を治るむる必し治るしよ小人よりて是となくなり小人國
成治はさくの災ありいさは時又持てよきものあれば何れも
志のたきまより仁者ハ謀り民を以てまむや元おのまう然ハ私慾せら
た民百姓残つたをぬめらると思ふ先かといかりの道なり金履祥
の國天下の國家て天下の家自家物とせしむるいさなりいさなきを
治るにいて自分の事ありさるいさなりや國家の事となりて所實の
事ありさる地しかり福あり兵乱起るかありていさありさるし丘濬曰天下
の大なる一人を以て治るはむよりおさなり人々を相徳の形あり
其類をかたハ自然とて天下平なり

論語孔子曰用を布して人を愛ふ一玉の治るは入用のかたうを采子曰國
家の費用皆武もむもいし武を治るくせよ是ハ用度なきはさきに
よりてとりうをつくし武を治るく者なり先入用と
經よくむる之若趙管子尹潒といふ物とす吾陽といふ下の地
り亦を納しむ尹潒管子に法て曰吾陽を納しハ繭絲のともくり
せん繭又保障の如くにせん管子自保障の如くにせん尹潒つ可也
吾陽よりて其家ありを治る兵濬曰繭絲といふ其氏より
うをまする事甚長くくいさなり並て糸成りよ中のいこいよ

こと止まらざりて民なりと事はくさるるをりて保
障とて六家の戸を垣二壁の如く民をなすたるありて國家
の固基に民の字ぬを而していつりてなれは字ぬのりて
増を以て一家の二男三男を以てかして戸をたてて一
かたもくわすの考を以て一軒のありて入るるを年貢
をももろりて自給と多し力つては錢實上は年貢を
既にして是れは民の心も口もにあらざる終りては自ら
くふもいつることを其やめをてつるも時を一やの年貢
年貢紙ぬきをなし其條の二男三男を以て自給の衣
食をいつるもむたりせい改りてか来たる上は再心
感して上の徳をいつる事も深し唯よるる人一旦
を捨てて邦の人の末をなすを急とせんりておんま
ゆは一度國家より紙ぬかれは力に捨て其上は紙ぬり
を捨て其紙ぬれは是れ其國家の紙ぬれとなすなり

子の子各郵智信の爲り攻ら幾し時終るは晋陽
依て其親を除く事一をいふなり

賈誼又帝よりして一人の農業者をせよれはそれたけ米
うたふるは是れ有りては一人の女織をせ
幾んれはそれたけ衣なりは是れ有りては一人の
考なりはそれたけをせよるは時ありて是れを用ふるなり
りたけは物なりはそれたけは農業者の如きなり
きは是れ町人の末を以ては是れ有りては米織
食の如きなりは是れ有りては是れ有りては米織
いつりては是れ有りては是れ有りては米織
事四拾年よりしては是れ有りては是れ有りては米織
し時布を以ては是れ有りては是れ有りては米織

事つらふ凶年より年貢足しよれ、爵をう
りよるを、穀不仕合よ四方武三千里の向半あり
公城より何を以て、意人係り、遠去り、急度度
何れに、ぬ十万の軍、公城より、何を以て、先をやし
なつて、其米を、積、先を、終、よ、天下の命なり、米多
く、し、し、金、浅、阿、中、了、酒、あ、舞、て、何、事、を、な、し、し、母
な、し、し、穀、多、く、なく、城、を、書、ま、い、前、り、城、を、書、れ、
困、し、穀、不、時、は、う、ち、融、及、意、方、の、人、を、な、つ、て、維
を、招、て、も、平、と、さ、る、度、な、し、し、し、氏、を、か、甲、つ、つ、免、を
ら、ば、農、氏、と、互、面、し、役、多、く、ぬ、商、賣、何、れ、い、し、
念、ふ、人、し、な、田、地、よ、ほ、か、い、米、の、粒、く、ほ、い、し、し、
人、其、あり、あ、を、お、ん、し、した、り、し、い、ん
李、翹、公、人、皆、より、う、穀、多、く、し、し、を、實、成、く、し、し、い、

を、や、り、う、穀、か、ほ、く、し、し、を、實、成、く、穀、事、乃、多、死、を
志、し、し、其、死、い、り、か、を、多、く、も、幾、と、氏、貧、し、氏、は
以、志、れ、い、流浪、出、奔、し、し、古、郷、へ、歸、ら、れ、他、國、の、人
も、入、来、ら、れ、是、よ、依、り、多、く、古、地、よ、是、荒、地、多、く、墾、耕
し、し、母、飯、田、多、く、人、り、り、困、窮、し、穀、空、と、日、り、り
乞、し、し、な、穀、所、し、し、さ、や、ら、母、殊、滅、し、四、方、の、夷、よ
威、勢、と、振、り、ん、し、し、母、其、人、平、よ、し、し、の、事、な、ら
以、唯、より、う、穀、か、ほ、く、い、れ、い、人、と、言、業、成、樂、し、し、も、前
り、流浪、出、奔、も、穀、も、り、も、なく、地、り、桑、な、ら、も、日
り、り、着、く、田、を、移、り、田、も、た、く、人、富、し、よ、は、く、人、の

中まゝなるりるの父母よ志をわすれし此なる
しる政成なるもとの一百姓あゆくしるこの業と
る母をてんの上よ親しむかくの如しなる幾國
の何やく七ん事とよりや列ふや母をらさるなり
一穂轍々曰國成治政なり三つのものり事あり其世
のそりりるあり一時のちりり事ありワリ一月
もたぬもそりりしとあり昔の三年ふしそ一
年の終つてをよあゆし三拾年と経て九年の終
一戎多くしる縁あり凶年一阿羅も上より此戎極く
しるなれそり母民ぐるし其是は其世のちりり事
なり又國の入用一年の支給よそ漸く便し其是
事の時とりりるをほぐせ也されせ母急よ入用の
款に必とりりるをつよんは是一時の斗り事なり又
入用成るりりてそ幾くそ其細をそりり用度足
らされしゆくとりり戎ほくすそ下安しを懸
たしそすかりそ其の政成なりこれ一月もたぬ
そりりるちりりしとそりりる
一穂轍曰々の世よそりりる戎をぬやんよりそ
きになしし戎をそりりすそ其戎をぬやん
りあらん戎をそりりたひつりやそりりるぬこ
賊をそりりるひけいやそりりる一曰むとの後
人二曰むとの云三曰貴州三つを去れは戎をぬこ

生し古墳母不足なく蔵も満しそ人志存すし
もなうしき事なく思ふ事と人の地チならしき事
事ふし丘濬曰然寧を以てやすとなれし其の
役人と兵と大抵定る取の益を以てきかこし
唯むこの費は至て多しし糧も亦多し其の
急たるも一切らふはるる

國本論附録卷之二

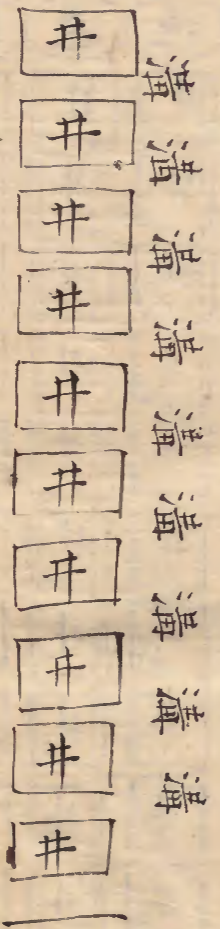
白川世子源定信撰

田地年貢之事

書經二百里の地年貢六采成りし後又納免言里
遠きハ穂とも納免三百里遠きハ粟とも納免
四百里土ときハ石みりて納め五千里土ときハ
む丘濬曰色き地ハウを合せ納しむ米ハ人を食し
免粟ハ馬り佃しむるを國所用とするなりされし
土とき色きた依て糧しきくする所あり孟子憂の
世ハ三十より貢し穀の世ハ七十より貢し朱子
曰憂の世より一丈より四五十畝をうく一丈事に
其の五畝を納め南の世より始て井田あり六百三
畝の地を志きり九つを一志きり七十畝と申すの

田を二畝とし其外八人各一志きりてをむつこ
二畝十四畝と八人の家とし其外七畝を一人して耕作
す其外十畝一のよりかきりて一畝の文王岐をいふ
居給ひて平土の法を八人を治る及とんき其外
うあんし指ちつくを以てかきりて又司馬法を
多り六尺を歩とし歩百於歩とし畝百を更
とししまを屋とし屋三の成井とし井十成
通十成歩とし歩十成終とし終十を同えん
同を四方百里同十を付と於村十を歳とん畿四方
千里なり馬蹄條田孟子より又王岐法は一成
いんし一刻司馬法なり竹其高の代の法も
又王の法其法の節述し成再真したるなり
文王法を候りして其外八人の各一志きりてをむつこ
章清南四尺寸尺八人の身より起る一寸ハ指のふし
よりありあり一尺ハ指の長サより起る一寸ハ指のふし
すよりありあり一尺ハ指の長サより起る一寸ハ指のふし
踏ふ成一歩とん終周尺ハ八尺成以て歩とし一歩
六尺四寸成以て歩とんたぐいハ周の末寸尺
祥なりすありありありありありありありありありあり
目しけきハありありありありありありありありありあり
一法ハありありありありありありありありありありあり
四縣と都とし又ハ三百里外と都鄙とし二百里内
を御遠とするの類周禮の説りつはるなり
ありありありありありありありありありありありあり

井 十 成 通 と



井十成通といふ十丈の田に溝一ツありて遂に
 下なり十の溝なるまで一ツの池に入るに十井元ハ
 百丈なりとて井の田ハ九ツ又かきりて一ツハ
 十丈百丈といふハ凡一ツの田とてうくるに餘多
 かりあり又土工費の田とてうくるも有りあり
 亦ハ皆二十餘畝あり多かき故に實ハ一井とて

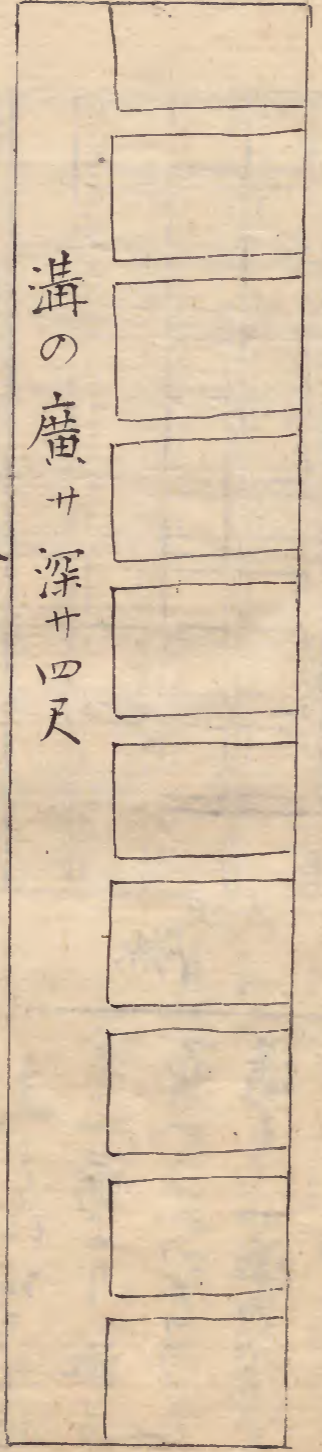
十餘丈あり共
 十とて一ツハ抵
 をかけしむ

溝の廣サ深サ 四尺溝のうへに吟ありて
 廣サ四尺なり 池の廣サ深サ八尺池乃うへ
 餘ありて廣サ八尺なり

此より六十分一なり、収歳の出来をなすして
 其中分とりて年貢を定む

周禮又遂の役田を治む一人の間小遂のうに徑あり、徑の道を
 年馬の通ふ程なり十人の田乃間小溝あり、溝のうに又畛あり、畛
 のみちも夫車のかよふ程なり、百人の男乃畛又洫あり、洫のうに又
 涂あり、涂の道を人の系車のかよふ程なり、十合田乃間小澮あり
 里澮のうに又渠あり、渠り人の系車式輻のかよふ程となり、万人
 の田の間又川あり、川のうに又道あり、路の乃も人の系車三輛の
 通ふ程なり、すして遂たてなすは溝、核、洫、澮、渠、澮、九に
 して川をわとめ、是れ六郷之遂の溝なり

遂の廣サ深サ二尺、徑者サ廣サ二尺



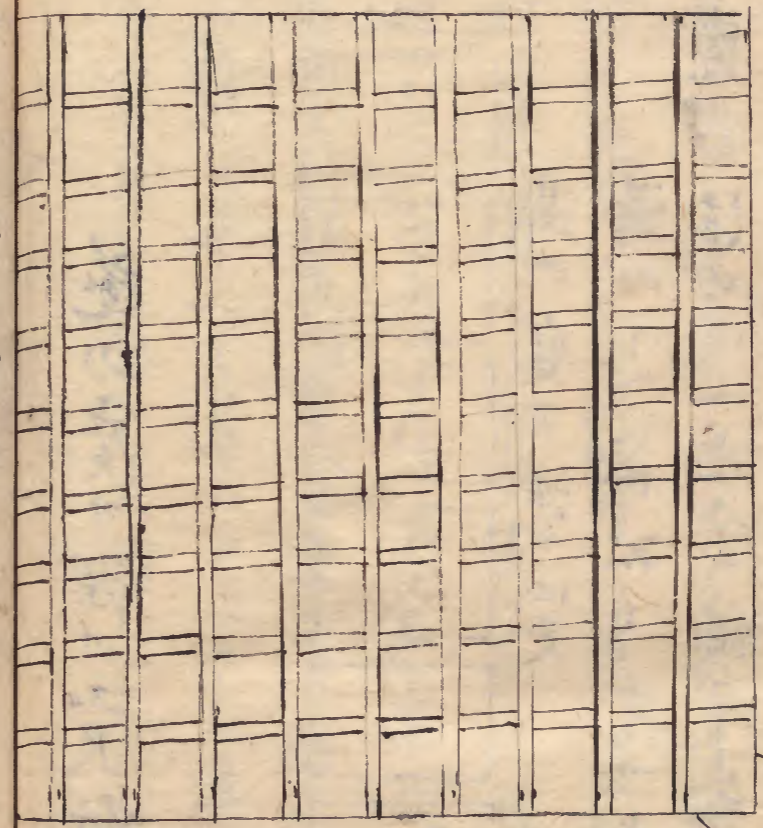
溝の廣サ深サ四尺
 溝のうに畛あり、高サ廣サ四尺

郷遠貢法の圖之番畫編り、此よりき地ハ井なり
 せ、田き地ハ收なり、多けきハ十とす、少なくとす
 一、ま、り、た、ら、さ、ま、を、よ、き、く、ら、を、補、免、と、す、り
 くらなるり

六郷六遂貢法
之溝洫

堅立なるハ洫ニ洫の度サ
深サ八尺横なるハ溝ニ

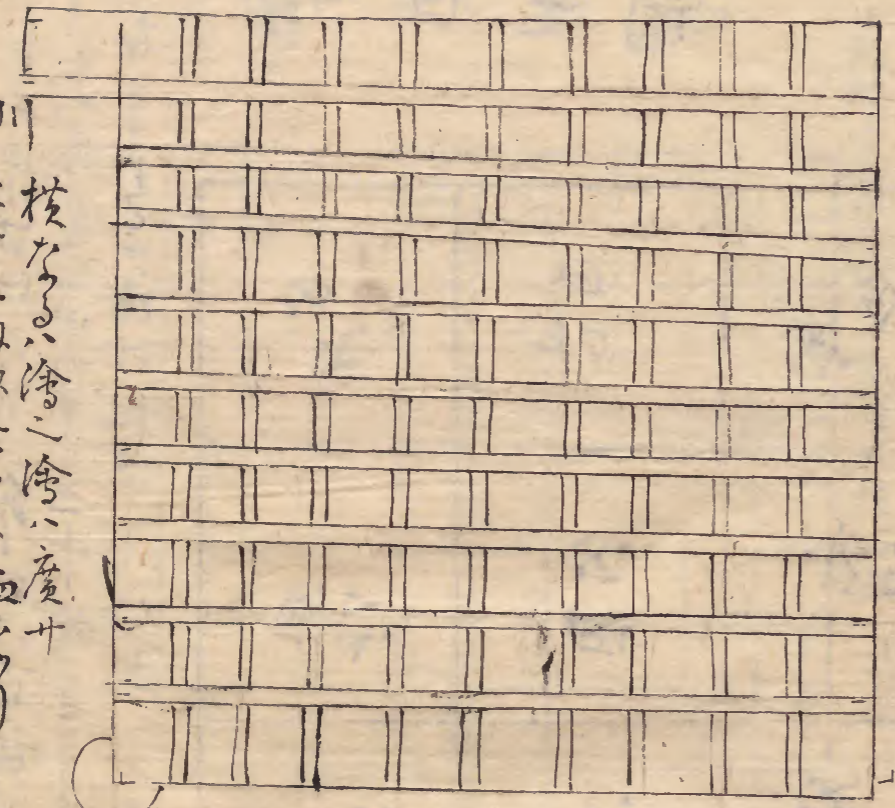
遂人溝洫之圖



是ハ第ニ丈之番ニ

遂
此の間十丈二十丈
トシテ溝あり遂ハ
丈トシテあり九遂
ノ一溝より洫ハ
百丈又一ツなり九
溝も一洫なり

遂人溝洫之圖



川
横なるハ洫ニ洫の度サ
深サ八尺横なるハ溝ニ

第ニ丈之地ハ四方三十拾二里
此第ニ丈の川ハ廣サ深サ洫又
一倍ニ道人にソル川ハ其の
百川ありトシテ自他ノ
大河ニお又助法ノ溝洫モ
少キ又比して考ふハ

此百百丈のより一溝十丈
トシテ一ツあり九溝一洫ニ
洫ハ十丈にソル九洫ニ
一洫なり

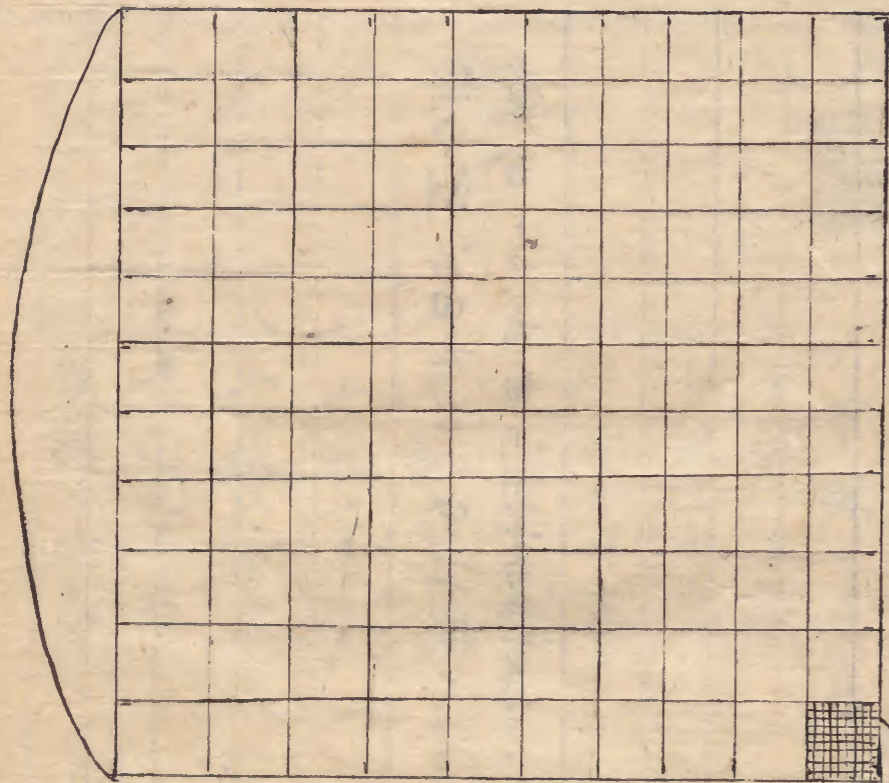
井田之圖



井地の中云田なり、外の八百畝を私田として一人の家
 あり、又云云田の中二十畝をとり一人家二畝せつとあり
 てありと云云の地とし八家して其餘の畝を耕す

本より一易再
 易の地八たかひ二
 井をて一井り
 おる刻なり

百畝之圖

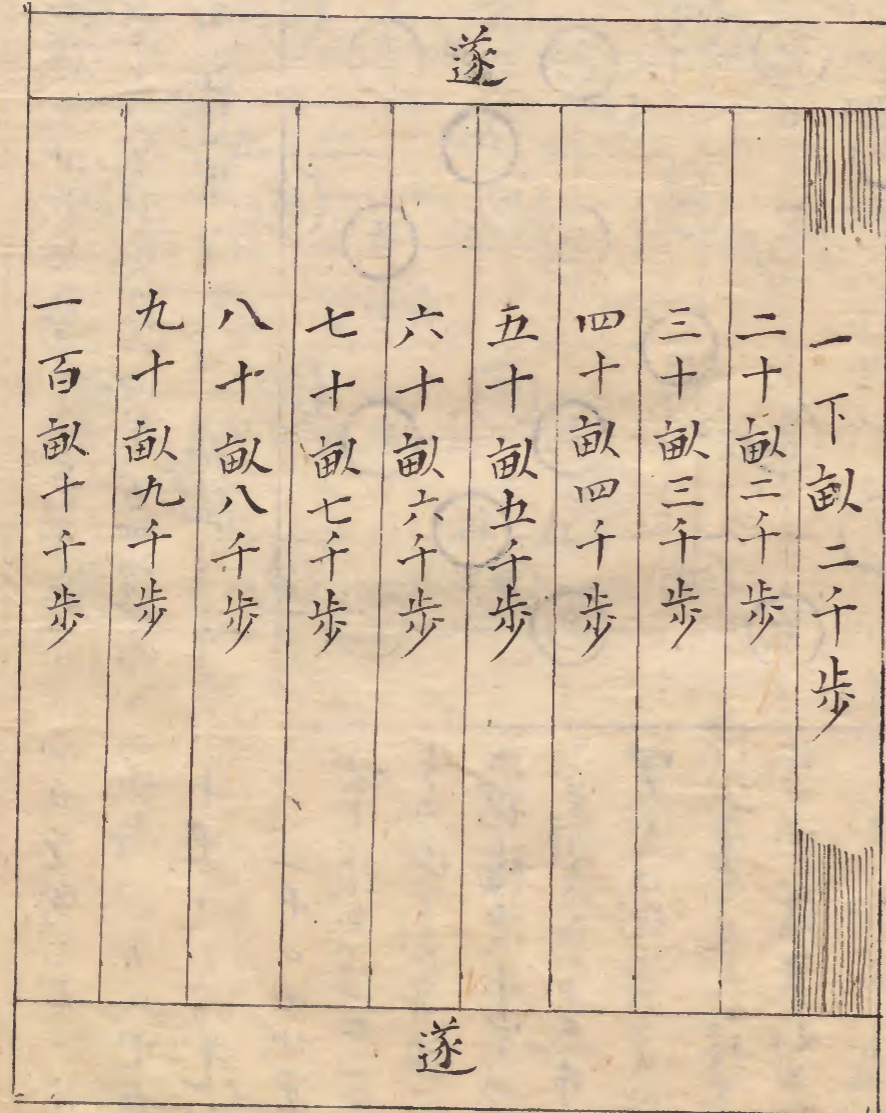


畝百とまり、又云云の地とし八家して其餘の畝を耕す

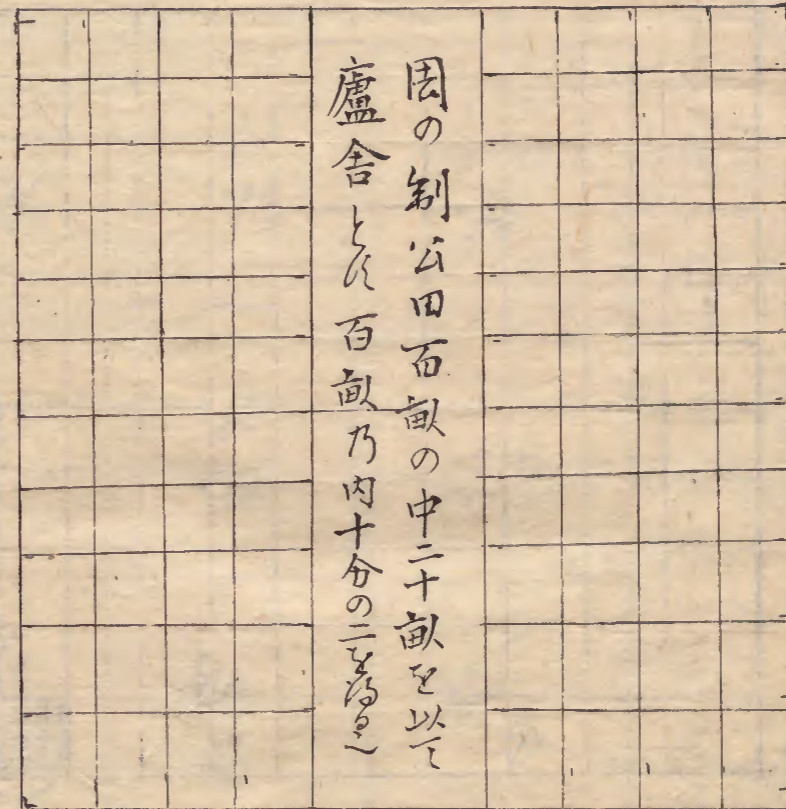
十畝

十畝横十歩

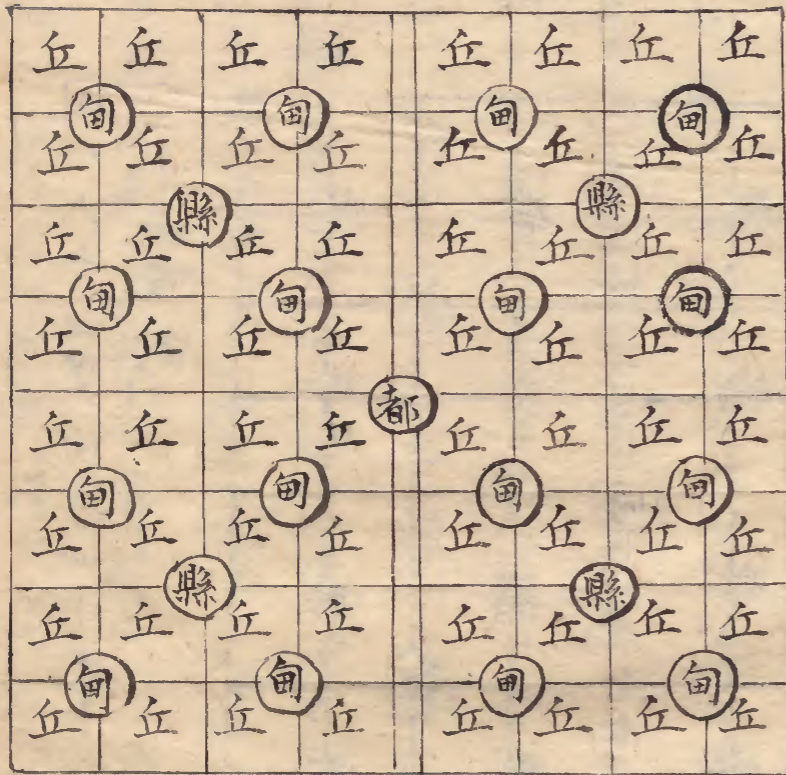
百畝十軒之圖



廬舍之圖



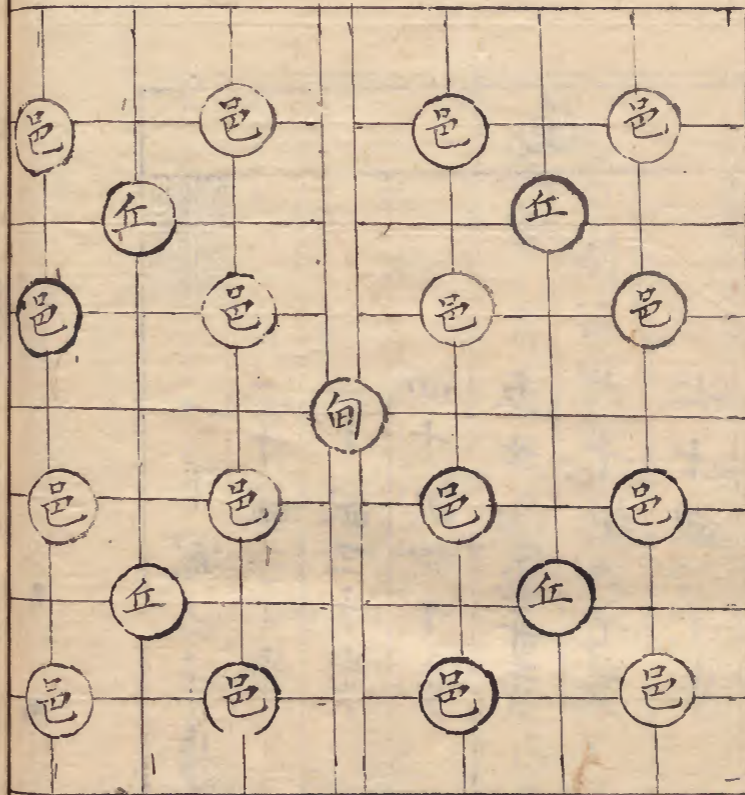
丘甸縣之都之圖



とすれは四方百里と
先と一田といひ一万井と
九万人分の地なり都の
字ハ諸といふ字の言ハ
ん成とて邑をほく
てとなす法邑あつまる
ふといふなり

四甸と縣といひ四方十六里式千三百四人分の地お振ふ式里成かへて
溝洫といふ是ハ四方二十里といふハ四縣成都といひ四方三十二里九
千式百十二人分の地四都八十里たりお振十里をかへて 溝洫

井邑丘甸之圖

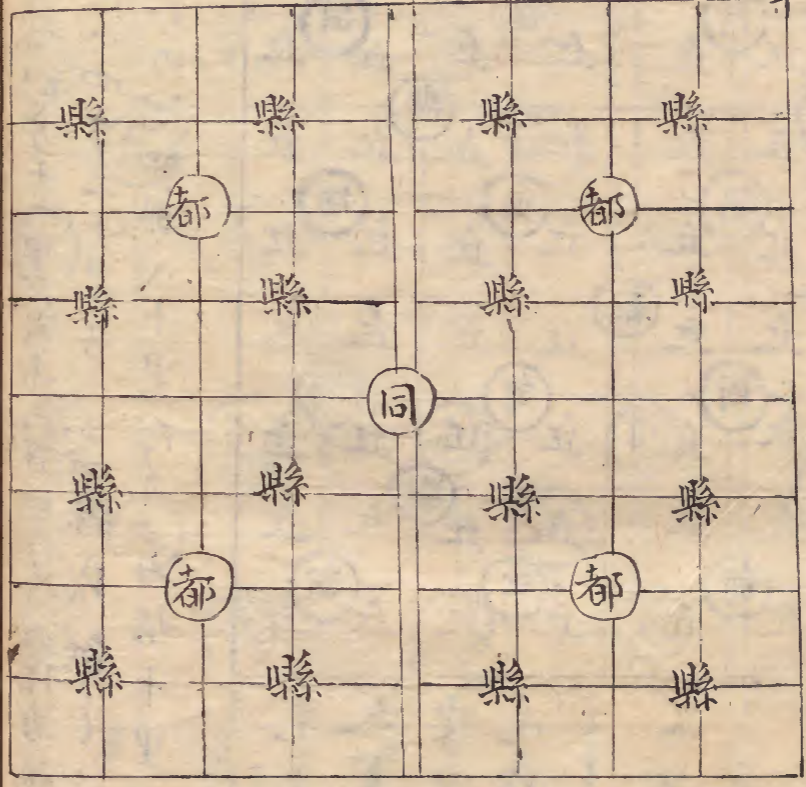


といふ一井の田地一易再易の
地と斗是ハ一井毎又四人
分の地となり邑ハ十六人
の地論洫十室の邑とい
ふ是といふ丘ハ六井とて六十
四人分の地となり丘ハ成と
いふ事といふはなる
といふ後と知るし

因禮の日後より四井と邑といひ四邑と丘といひ四丘と甸といひあり邑ハ
二里四方三十六人分の地丘ハ四里百四十四人分の地甸ハ四方八里五百七千
六人分の地お振一里をかへて溝洫といふ是ハ十里となる先と一成

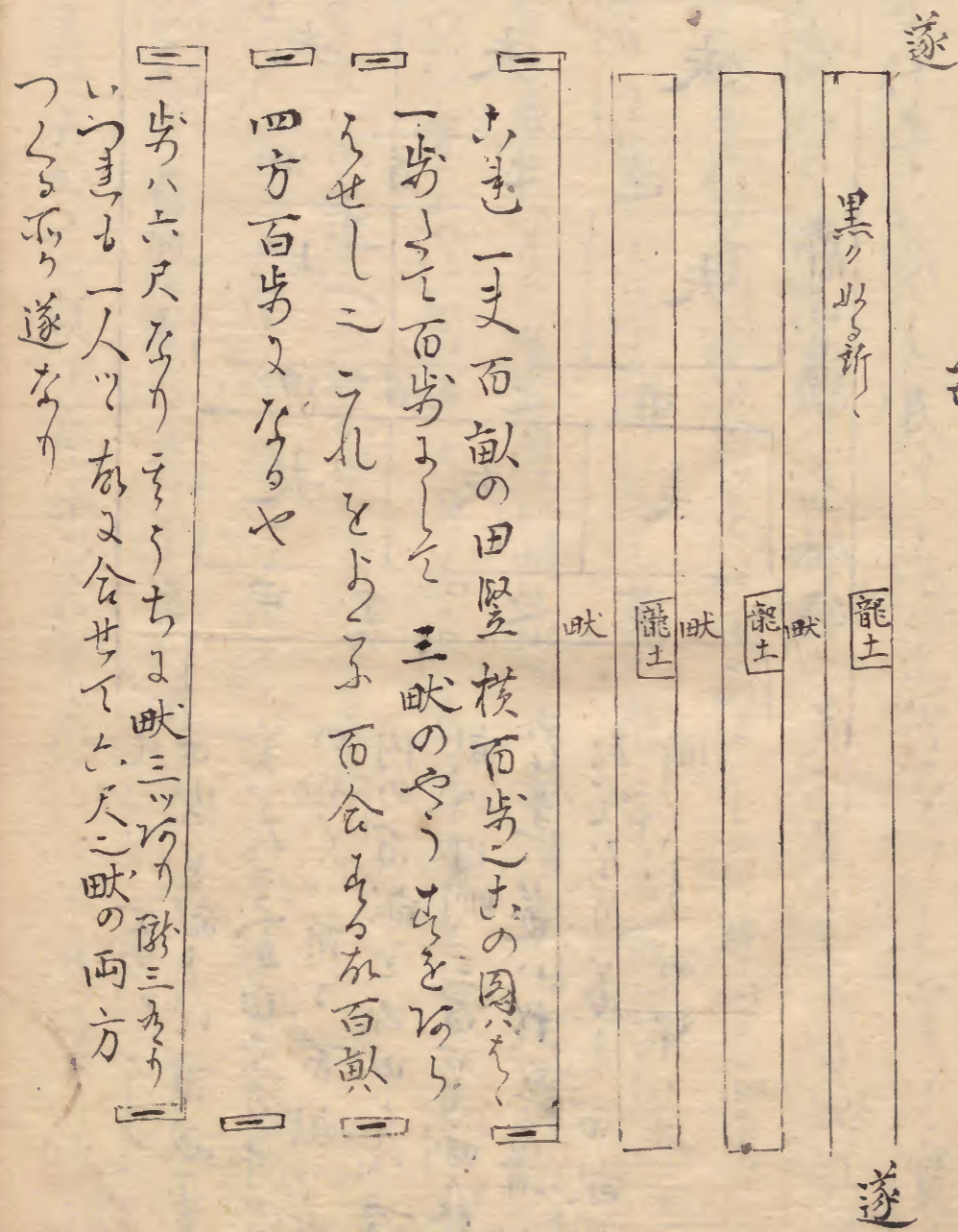
同ハ六十四里四方四千九十八井より三百六十八間
六千四百畝

縣 都 之 圖



周禮の遂人の收溝を司る度廿一尺深廿一尺を剛としふ昔より其
 ろて西人向名て是と有り返りて其のりるべきのりるべきを
 九也其人より一尺なり其のりるべきを九と其のりるべきを
 剛としふ一尺なり其のりるべきを九と其のりるべきを九と
 田地を井し其のりるべきを九と其のりるべきを九と其のりる
 里を成と其のりるべきを九と其のりるべきを九と其のりる
 と同とし一田のりるべきを九と其のりるべきを九と其のりる
 ろ右都鄙より其のりるべきを九と其のりるべきを九と其のりる
 由のりるべきを九と其のりるべきを九と其のりるべきを九と
 てなす其のりるべきを九と其のりるべきを九と其のりるべきを九と
 の田のりるべきを九と其のりるべきを九と其のりるべきを九と

一畝三畝之圖



縦長 十百歩

とて教とて井田八九とて 教とて是遂人の溝洫とてむとつ
 又とて志かりとて 郷遂貢法を用ゆ遂人より溝洫なり
 馬端録に云く孟子又野八九分の一にして 助し國才八十分の
 一とて年貢とてむとむと況なり 爰よりとて鄭康成郷遂
 法を用ゆ遂人の十丈の溝洫とてむとて是よりとて都鄙助法
 と用ゆ通人九丈とて井とてむとむと況なり 是よりとてはより
 式とある来子も此説と志かりとて

井田遂溝之圖



凡ツル一歩がふしを七サ
百歩と畝と云ふ畝ふし
て一人まの田なり井の字
の如くは所々百畝也
内の百畝と云田は百
畝の口剛三百なり剛は
たまは遂に控えて溝ハ
たてなり遂と百畝の
間くろく何処

馬端餘曰しこく孟子に對九一といひし田地を云くもの志と
以我國才什二といひし民りとの志がことりしなりと實り
先儒の説の如く助法は郷遂都鄙の差別なくむらき地て井
田となし狭き地は貢法となすはてあるし其井田も四角よて
其盤りのの如きと云はるむつても階^{イヤ}も百畝の田九つと一
くみこころを魚しその遂溝徑畝も大抵をいたるた祭るる者
先よなつむ魚つと云はる周禮大司徒よ二易再易と云く民よ田地
成まつるといひ遂人か菜田と云て民りつと云ふといひ小司徒
小家門の人の多寡ありて田地をわくふるといひ王制と孟子よ
田百畝と云はにあとふるの上農下農は其田のふやしと力を用る
の多少を大かふと説り是ホを礼しめらうよむる事を後世

とていなるは理屈を流るるとつてせんさくするな多かりかし
とすに志ししかくなり孟子の梁の惠王よ告て曰入畝二畝は六田の才也
はらふなり五畝は十畝に倍也又はり農終りての宅よ桑とて由是は年六拾有
者帛と志しし鶏豚狗彘の多くひかむもの共るしこや志すよの
時とてこなるいれけりの多きなり氏年七拾なる若肉食
と安し百畝の田共農の時とてなるけさハ穀類の家さも事
なるしとてお此又畝一更の文る一畝半ハ里なり是と又畝と云
田の門ハ木とて由是は橋とてなるけるなり家の垣なりとてなる
故り又畝の宅なりとてなるけるなり春神とてなるけるなり
一畝半の推と用るの穀なりとてなるけるなり養ふの時ハ穀害なりなるなり五
十ハ裏ハ帛ハありなりとてなるけるなり漢書ハ孟子の語と
ふハ門ハ食ハせハるハとてなるけるなり事ハなるなりとてなるけるなり孟子の語と
云ハ法成ハ節の詳とをなるけるなり裁成ハ輔相の道と極むなりとてなるけるなり
一畝半必百畝の田とてなるけるなり其法制ハなるなり帛ハ十ハ帛と志七拾肉と
喰ふハ不ハ布ハなり裁成ハ輔相とてなるけるなり賤用と生しなり民とてなるけるなり
たすなりなり

漢書賃者曰昔民の田地とてなるけるなり上田ハ一畝ハ百畝中田ハ一畝ハ二
百ハ下田ハ一畝ハ三百畝ハ祭毎年同し田地と耕ハと不易なりとてなるけるなり
上田ハ三年休む者と一易とし中田ハ二年休む者と再易とし下
田ハ三年となるけるなり耕ハを農氏一戸のありし其田とてなるけるなり其家
の充男ハ是才ハ及ハ子ハ供ハとてなるけるなり士工ハ商家一人ハて田ハ各とてなるけるなり
林藪ハ沃原ハ陵ハ淳園ハの地ハ其ハ一ハ地ハハハ少くハやせ地ハハハ多きハのハな
淳園ハ五穀の地也
只十二畝をいふ

と云ふ事なりをりりし民とし其は是は田成りく六十にな
りては田を上へりし

丘濬曰此田とうるの法は大概周禮にいつる事と同一代田を
つかち民を授るの法を愛とあること蘓老泉曰井田乃制九人を
井と名井の百楯あり田井を邑とし四邑を丘とし四丘を甸と名
甸は方八里とつる一里と加へて半と名成の百と名甸祭其地
百井と名四方十里なり四甸を縣とし四縣を都と名教四方八
十里とつる十里戎加へて一曰と名甸の百なり澮有り其地方
井と名百里の間澮と名澮百溝万井田を分せし此溝澮の制も
なまきまにあつぬなり又遂の二と名経河や溝の二と名畛有り
澮の二と名澮有り澮の二に道有り川の二と名路有り万人の地は
三十武里半其間り路の道九の途百畝千餘は方は扱是ホと名
又と名をふは此山を平らうめし塚を破り塚をうはし堤を
りるとあるとありこれにお来ること此を皆平野とて其間り
井田の法をたし天下の人を分け天下の事を分し後百半も
かり力を愛と考へし外の事をなすことにあつこれ井田と名
り溝澮と名澮と名是甚は有り意なきなり是を井田ハ
か本ても天下の人皆死し其骨あること古の井田を堯舜
の世と始り夏の世高の世とて大抵片付き周とて全伝
る一端の夫がうとてなることなり

夫井田なることいへる法を用ひ民戎移之の候りとなん
鄭推曰遂人の夫溝あり百夫澮あり千夫澮あり萬夫川あり

うか希るなり 其為人をかりの事なげのよあはれ他人の才も
於ても相多すけ生を遠る事なく魚なり 聖人共あり
吾民をいけて九と一を職ヲわけあはれ九と一は間民常の
職なる事ととも八氏うちよ居てやとわけ多し万と一と一
其支をなは先定る職なる事ととも職なきとあはれさる此をれ
抱ふして禁なく或は摩法ヨして人を惑はし或は盜賊となり
掠ふひやうその事なく間民とくともむをくの役あるなり
因禮載師と地と任するの法と用也 厩里ヨ^ニ以て玉中の地と
任^ル 厩里とい里は居る民の居るの地なり 厩は市厩の厩ニあはれ市才
埜の空地なり 園才ハその埜をりふめし里なりと云ふなり 場
圃とて園地と任^ル 埜圃と物なりもろくの 宅田士田賣田を以て近郊
の地と任^ル 宅田は役多クかして隠居せしむるものなり 宅田は奉公する者の
一ツ 税は多し 八里田にありは 園才の田三ツ 宅田の田一ツ 賣田の田一ツ 官田一ツ 官田牛田
あるの事 不の田二近郊と 都より八十里内ヨリなり

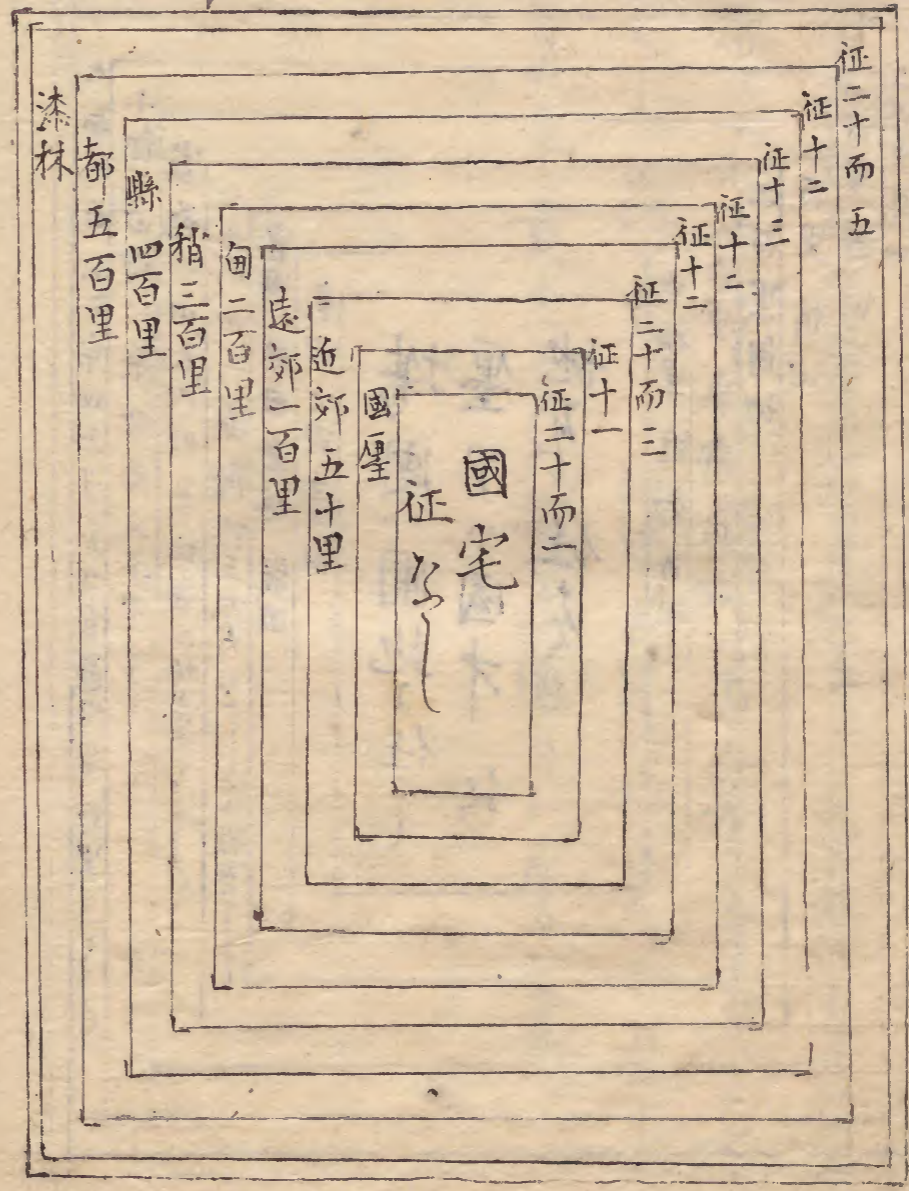
賞田牧田を以て近郊の地と任^ル 官田と 牧田は牛馬を飼ふ者
ある田なり 賞田は恩賞と云ふ田地を近郊に 云の田を以て 甸地と任^ル 邑
遊の地なり 甸地は 家邑の田を以て 指地と任^ル 家邑の田は大夫の地ニハ
二百里内ヨリなり 大都の田を以て 豊
都の田とて 縣地と任^ル 小都の田は 郷の地なり 不 縣地は 四百里内ヨリなり 大都の田を以て 豊
地と任^ル 大都の田は 天子の湯ニ男共外ヨリ 金才方の 九國六宅なるなし 縣地は 國才の
地ニ國才の地は 家邑の地なり 指地の空地なり 有るは 邑なるなり 園里ハ 柱
なるも 地も 狭くして カヲ 考ふる事も 多きなり 園里ハ 二十
分の一とて 一近郊ハ 十分の一とて 二と 郊ハ 二十分の一とて 三 甸稍縣
都皆十分の二より 多きハ なし 唯 漆林の九りハ 二十分の一とて 又 易
氏曰 遠郊甸稍縣都の地ハ 六ツの相ハ 十分の一乃 年貢代民ととも 其
一分と又 十分の一とて 多きを上へ なる 十分の二三十分の二皆かくのゆ

任地之法圖



漆林漆林は近き所は其のつとまるとのちう地外より多きハ民の農業を
 法と免に送物ホリ奢りなまき入事ヲ忍れをなるを多くと
 是とおさるゝ凡任するといふ地のかさホ才の方平なる事餘畷
 の如くなし田地と交ると遠近其定の如くきつとハなしと生し
 うたつるもの年貢ホのちの大抵と以通りにはなるなり

征稅之法圖



六卿之圖



卿大夫每卿卿一人

州長每川中大夫一人

黨正每黨下大夫一人

族卿每族上一人

閭胥中上一人

地長下

士二人

五家為比

二十五家為閭

百家為族

五百家為黨

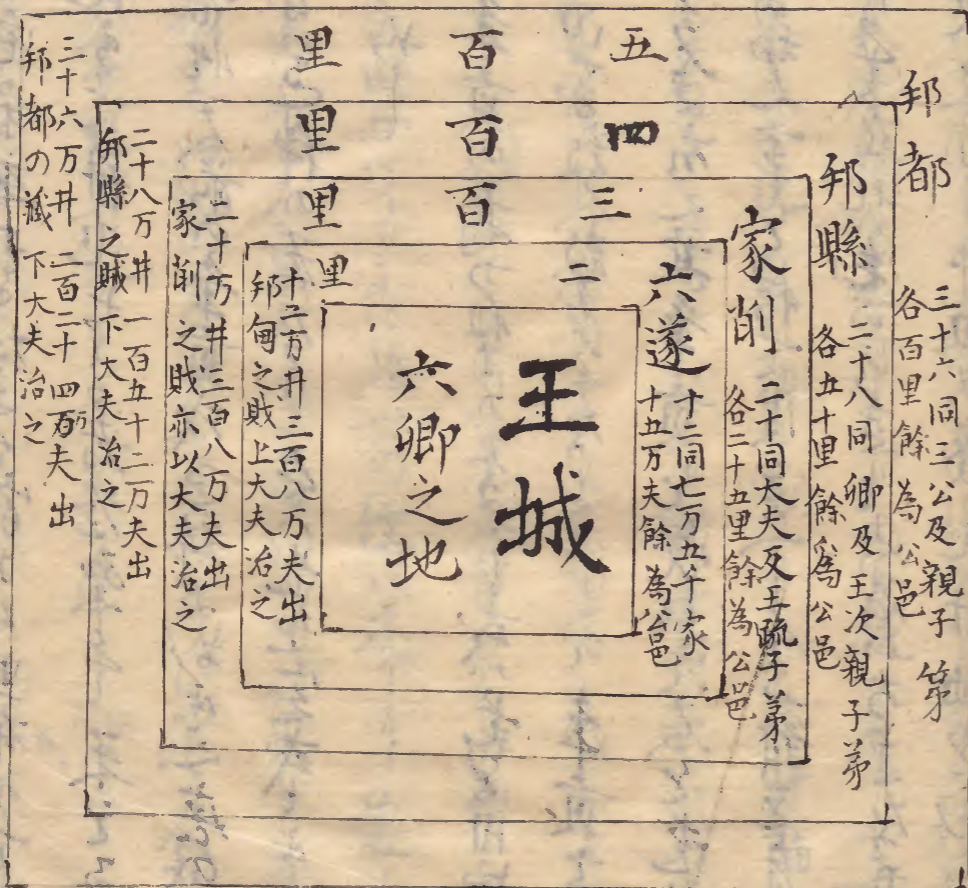
二千五百家為州

万二千五百家為卿

六遂之圖



王畿鄉遂采地之圖



周禮に凡民の宅粟麻木を植ふる家もれ里布として布をる科も
出るなり田地をて耕化せざる者を粟をる科も出るなり
業なき者も百姓一人前の年貢成る科も出る之唐の祖庸調も
是より出川昔は是料の爲なりとて是を定式とて古今のこと
なる事かくの如し

魏文侯の時年貢の高つねより多し或は是を田賦としたり
のあり文侯の口家数人較多くなし是より年貢高の多くなる
小進よりかの多き故に其年貢を収いて人を屯せ其地を
皮の先物の毛の切人事を惜て皮を去りてを薪を賣りて
る者也皮のほうは平るる毛のほきとて油のちきなりといひし

秦の孝王高嶽を用て井田ヲ廢し汗陌ををりき除く汗とい
田地の東西ヲ汗陌とい田地の南北をり昔三代の時田乃さる
をふし今其廢校ををし今生徒ヲ存し大馬の往來を
通するなり朱子の説又汗陌ヲをりき除くとい汗陌ををりき除
き悉く禁浪を省き破りしなり周建の書にありとて之り丘
濬曰汗陌ををりき除くはあり宜しとて然ある者は是れ買ひ
物ある者先とより力あるもの先とをりき除く田あるもの
耕法は
あ祭耕をり田かさるる後世の儒は常り歎ふ不なりと
より富る者いよくとみ貧しき者いよくを賣しき田地の
はるは秦の始皇田地の多きよかつら人較より
年貢をとり年貢十分なりとて又つたり
漢之高祖法度ヲさる年貢成らるし十畝の内一とて

帝の時搜粟都尉趙主代田乃法を傳へ代田三年し不をへ
田なり一畝三畝一井九人前の田一屋三人前の田なりとして一人とに三百畝種を畝の一畝の種を日小まく苗長し
て滋の土ヲ根りかくる一井九人前の田一屋三人前の田なり此大抵六十二人ヲ一組とに田一井一屋畝
此教を入いなり一井九人前の田一屋三人前の田なり百畝を一人種なり昔言先之一畝なり後乃時ハ二百四十歩ヲ一畝
とて一井一屋を昔ハ十畝なりも漢の時ハ五畝なり而畝を二畝とせたり一井一屋を
みいなり一畝三畝昔よりなる法なり此法をえしを趙のおこして代田の法を傳へ
漢ハ世ハ民の年貢を免す年貢多ク王莽位
を集ふ及乃んてこれ令して曰昔井田ヲ設て邦富と人ためり

秦の世の時井田ヲ始り家力ひて属者ハ田地數千を持ち多
しき者ハ僅の地もなし漢の世年貢を削ぐし二十あり其
を而進を免し此者ハ僅の地もあくして困窮以甚愛十あり
元人ツをとり同前とし漢よりおこして終り井田をおこし其法天下
中の田地ヲ皆王田とし人殺八人より多ありしを田一井
をあまゆり田を分て九族ありあたらふ相世法議定免以邑方
のふ役人より進に依て私私ホよめ事多し或るは終りて
此王莽あり又王田を買賣する多し漢の世

後漢光武帝又三十ありて一進をとり章帝の時田を分け
て三ありしを地地之數とし時米貢して國の入用足りし
張林の議を以悉く淺を封し布帛を以て年貢と米の貴き
なりしなりのやしきなりなる後魏の孝文帝始て均田乃制を法する漢書
十八以上の田地數十畝ヲく婦人ハ二十畝を夫の數に委く
八通典ニあり隋の文帝使を出して天下の田地を以て民唐の
武德七年均田の法ヲ定む天下の丁男丁男當十八以上の頃の

田を賜ふ大病かつるも若し四十畝より少くとも三十畝を
一家り二十畝をわふ其二十畝を永業の田とし其餘を口分田
とし永業の子孫と是と傳ふ口分は代是を他か田地も多くと
人も多き者寛郷とし女なきを狭口とし狭口の田地ある
ハ寛江のあふなり利九田ヨウなる十男一人のちあふて米二石を
年貢よおし是を租とし所しの産物よはてて綿綾坊玉杯
二三丈布ハ右ハ又分一多し綿ハ二兩布をおしとのハ麻ハ斤
をおし是を末ヲ潤とし少錢後よ出さハ一日り綿三天をおし
一畝錢餘り上事一
人ハ廿日空られ三日を括是ヲ庸とし租庸調是なり租年貢庸ハ
才の運上調ハ家の運上せりかしより田の里布屋粟よもあつり
徳宗の時楊炎の議を以て此法を止め兩説の法を以て兩説ハ
夏麥ヨとり秋粟ヨとり其ハ六月を陽ハ秋ハ七月を陽ハ
此兩税の法其後世ハの法とす

國本論附録卷之三
白川世子源定信撰

人民を好むやま事

周禮ハ大司徒ハ之を後ハ邦の土地の圖ハ其人ハ民の數ハ成
たて王成多きハ圖を安くも多きを以てさすも天下土地の
圖を以て普く圖ハ久しきを以て治るハ政を以て其山林川澤
丘陵平過の產物を毎又十一宣の法を以て十二國の產

物を并へ民の所不を以て其地なりといふ多る事をして任し人
民を以て人よりたて多敷を以て草木を生し之を以て
土化を以て後徳茂の法を以て内又大日徳の後弟民を安し
育はるよとの志を以て以て一ノ田益知知の志ヲ以て二ノ田
養老七年より耕り養ひ及年暮三ノ田振窮年暮を以て四ノ田
曰寛疾病を以て四ノ田恤貧貧を以て六ノ田安富富を以て
季觀曰六ノ安富といふ是孔子既ニ庶なり是を以て
富といふ余も憐れ衣余も多る以て教ひ道さへま
田禮田禮小日徳乃彼に土地を以て普く人民の教を以て
事をも上地を以て家内七人の者も授て其徳後を以て
為す一家内り三人中地を以て家内六人授て其徳後を以て
き者二の合て八人土地を以て家内八人の者も授て其徳後を
きあるき去る一家り二人一通りの徳後を以て一家り
一人より多る取し其徳後を以て田穰背盜賊を捕ふ
たると竹斗の人をも以て徳後を以て周礼も均人の後
ハ事のより恩を知て徳後を定む豊年ハ一年才もさす
所を人前も二百中を以て年よ徳後を以て年二百也

のあき事ふ然後より事一十餘僅山年より一十と後後
よきより事し

因礼の目民の收り民の教を考る事を目民の子の考る
より皆性又考るし立言固才却鄙郊野をり事男女
ともい事一年の生死の送ひ書考るを三年めははる礼
して万民の教を出て目氣おに十月日民の望を考る
時に性を王の奉る詳し是を考るなり

漢の惠帝六年なるの娘十以上より三十迄の内より
娘を考るも一人り又弄を考るも漢人毎り一妻を考るは
科入集を考るは二集
後漢の章帝元和二年正月詔して民の懐胎せ

後漢の章帝元和二年正月詔して民の懐胎せ
るは胎胎養穀して米を三斛と強く一斛共上共上と
免は同三年民の子供
の西親屬類なき者多しく考て子を養ふ事あるなり
ぬ者以上の廉米を養ふ

氏より教ぬ人を考ぬ事
周礼大司徒の官法度考つけし或國に却鄙に施し其上よ
る川者考る其幼る所の民を教ぬ事考るなり考るは考るは
考るは考るは

又考る比とし比を固し四固を族とし又族或黨とし又
堂を考りし入則を郷とし是六の法を考る人考る比とし比
考るあり比又つを固し又固し二番とし長あり固四つを

族とし猶族り師とし長あり族考るを黨とし或黨に
比とし長あり堂又を別とし二十又州り長あり則又或

郷と云^{五音家}郷には所としてあり老と云^{五音家}あり夫と云^{五音家}あり
皆民を治むるなり

鄭玄曰百里の門と云^{五音家}たまり亦と云^{五音家}遂と云^{五音家}郷と云^{五音家}幾四の
地あり遂に外致と云^{五音家}たまり大目位として後より遂人の扱ち地の
因を以て田を以てち道路の界を徑盡し縣鄙をたれ平を
以て^{五音家}遂の法を家入つを郷とし郷入つを里とし里四つを鄆と
鄆入つを縣とし縣入つを遂と云^{五音家}皆と云^{五音家}は平を以てりありと云^{五音家}
して限とし樹を植てりてと云^{五音家}是固の六遂の法なり家入
つを郷と云^{五音家}郷に長あり鄆入つを里とし二村里に一率と云^{五音家}
あり里四つと鄆とし一郷鄆長あり鄆入つを郷とし一郷鄆の
所は^{五音家}法あり鄆入つは縣とし^{五音家}郷入つは里とし^{五音家}あり縣入つは遂
と云^{五音家}昔家遂に一人あり長あり大夫なり丘濬曰固の制に
六遂あり外より六遂あり内より六遂あり所比より長固より晉族より
ハ所黨より正相又遂の法より亦郷より長里より率鄆より長鄙より
師是なりと云^{五音家}涼の平長三老晋史唐の里正宋乃保長
耆老の役なり我朝^{五音家}明^{五音家}の考一制を定めり乃州縣に
捨て百十たを一里とし十たを甲とし甲に長あり坊長廂
長里長社長門外に依て名は智のとなり又里毎に一人の
年家で人がより成りしありて老人と云^{五音家}凡何事と云^{五音家}
小率の分皆是なりと云^{五音家}又木澤^{五音家}の成格を以て
しく志かも年家と云^{五音家}者より是と云^{五音家}せりて村を以て戒て
何りてと云^{五音家}年家と云^{五音家}西親よりと云^{五音家}人より年よりと云^{五音家}

ものといふ敬せよとなり通不_レ中_レくせよるを縁をを具
見_レてをちりつひをおしを阿_レきての成_レさるなり
しと唐の柳宗元曰里音を後縣大夫なり縣大夫ありて
後諸侯あり汝侯ありて後方伯連所あり方伯連所
あり後天子ありといふ實よるを里音といふか_レ隣を
しやちまえ民の長なるの_レ不_レありよく其制を定めよ
く其人_レ撰ふし_レ恭の始_レ流侯を亡し其地をわけて
廿四郡と_レ守_レ通_レおの_レ一人を_レと_レと_レ

漢の武帝の時董仲舒曰郡の守と縣の令は民成を_レい
教_レ不_レ通_レあり上_レ乃_レ思_レ徳を_レ木_レ意_レを_レ下_レに_レと_レあ_レしむ_レ事_レ
お_レな_レた_レは_レなり_レ有_レる_レ此_レ通_レく_レなる_レれ_レ上_レの_レ徳_レの_レむ_レた_レあ_レ
な_レか_レ通_レは_レ抗_レる_レ今_レの_レ相_レ方_レ役_レ人_レ下_レを_レ教_レる_レなり_レ又_レ上_レの_レ法_レ
度_レを_レ用_レい_レ凡_レ百_レ性_レを_レむ_レく_レし_レつ_レ者_レと_レ一_レ集_レなる_レなり_レ困
窮_レ之_レ極_レの_レこ_レ恨_レ苦_レを_レ其_レ業_レを_レす_レし_レの_レふ_レよ_レを_レ其_レ上_レの
思_レ言_レよ_レ叶_レた_レ此_レあり_レす_レ地_レの_レ二_レ内_レく_レの_レ民_レ成_レなり_レ宗_レ條_レを_レ色_レ
に_レ違_レい_レる_レあ_レる_レもの_レ教_レも_レ多_レく_レふ_レに_レ民_レ百_レ性_レも_レ安_レう_レ思_レて
漢の宣帝民_レなり_レか_レる_レ役_レ人_レを_レい_レ付_レる_レに_レ自_レ身_レ其_レ人_レを見
其人_レり_レ同_レい_レあ_レあ_レ考_レ之_レ行_レす_レ所_レを_レ以_レて_レ其_レ以_レ所_レを_レ知_レし
合_レを_レ名_レを_レく_レし_レて_レ其_レ行_レい_レを_レ通_レは_レる_レあ_レる_レ必_レ其_レ不_レを_レ知_レり
帝_レ見_レて_レく_レ流_レく_レの_レ民_レ其_レ也_レと_レあ_レり_レし_レ然_レに_レ恨_レむ_レの_レ心_レあ_レる_レ
政_レを_レら_レく_レ評_レ定_レる_レも_レ道_レ第_レ一_レを_レか_レと_レ是_レと_レも_レい_レなる_レ
其_レの_レ唯_レし_レよ_レか_レる_レの_レ役_レ人_レのみ_レなる_レと_レ云_レわ_レす_レ

宋の神宗文亮博ホホ云云而氏かゝる役人茂樵いりむけん
たよき志かゝるをし朕常々思ふ先祖歴々の軍ををし若
として天下に以てをりてまよ今一國の人氏を以て考て
いの人をよよけくる事と思ひて常々心を痛くむ在瀋
氏りかゝる役職をてきし一郷の人乃悲しと悦ぶ里番
かゝ一縣の人の悲しみ悦ぶ令悪よかゝる一郡の人乃悲し悦ぶ
守佐よかゝ一道の人の乃悲し悦ぶ使臣よかゝる郷を令せ
縣と一縣を令せと郡とし郡を令せと道とし諸道を令
せと是れ一郡の天下となる天下の大きなる一郷のほ
もろりりおふ家こて下人の才の如し人の才亦よはる是日
はあり内よ入能み解あり氣血をいもやまためくるこ
ちし一郡をいもはる病は皆日ち出て大切か場なりか
物成か死するふいとも病は皆日ち出て大切か場なりか
のたある一つのお本物指爪の間みあり其僅なる事米
粒のかし是もも又命をいもはる病は皆日ち出て大切か場
くをを悲むくて下流のよもはる舟を以て天下に
いよ清殿のいもはる若て常々村里の門よありて下乃度き
人氏り多きを皆我をいもはる病は皆日ち出て大切か場なり
方八方のをきお目りもえは耳よもはる舟を以て天下に
もなるとはみはる法度教をいもはる病は皆日ち出て大切か場
人なり其役をきも低きもあまも其よふ長もいもはる
養ひわれも切あもいもはる病は皆日ち出て大切か場なり

作をりや先祖の業を今くしむるを安んじしを孫を長
く榮ふとせんと爲ふとのに民安くあるにあらざるを民を
安くせんとせり民りかき人をもく撰むししははるかに
使たりりて民の困窮を免むる事

因様揮^た上人と思ふ國の政事亦を中を諸國をより民百姓
しそ利しき悦て一國よ上よ思ひ付やんたを免るなり
禮記の王制に幼年よりそ兩親を失ふものを孤とす孝ある
てはなまき老を獨りしよ孝あるて妻なきものを鰥とす
年ありてまたなきと寡とす此四つのものに王下の困窮を
上よも老死かきものなり也亦皆定りの扶持方あり丘

禮記の王制に幼年よりそ兩親を失ふものを孤とす孝ある
てはなまき老を獨りしよ孝あるて妻なきものを鰥とす
年ありてまたなきと寡とす此四つのものに王下の困窮を
上よも老死かきものなり也亦皆定りの扶持方あり丘
禮曰民皆天より生るる也之故も又世間のものなりを
考て天民とすしかもこを考てやしる事ありたを考て其
情をよし道に名事なるはなまき老を考て其
是れ是別て王の憐み思ふはなまきのなり人思たるは老の困
窮の人或は天の恵とのなるを助へ人としよ生るし
漢の武帝元狩元年陽者としよ人をして王下とめんとせ
仰を傳へて年ある者なり者年ありし者をうやまふ者農
業とすし勤者としよ及物を好みありし者九斗以上と年ある
てはなまき者幼年とす親なきものは老年とすやめなる者
亦及物とすと錦三斤し或賜ふ八十以上一人存米或石ヲ賜ふ
今實なるは途に累せしれ業を失ふ者なるとみれは之を
委細を中よるなり

漢の宣帝詔して年長の人の髪をそげ齒をむち血元七
善少れは自死と思心も死しそれ又罪なきを宰屋入ら
む定不の命と短くもろとのあり朕甚く是政阿を在む今
より年八十以上者人を教し又夜つ市なきもろ者の外
罪なき事なうれはあよなき人十二人として下中をめぐ
しそ困窮の民をよおのりしをえを左方の役人のよし也
とえ也又智徳花をくし人と又おさしむ

唐の太宗貞觀元年氏の年八十以上なる者と知年より教な
き者よりあてまなき事あてまなき者長病をそ自
業もなうらる者よとしそ宋之斛とあふ同二年人ヨ決國を
困窮の民とあし氏よ子とある者あれは金と反物をあしそ

しそゆえ宋の仁宗慶曆年才歐陽脩中して天下の事あし
くは本し事既よ多ししもきたる系とほくくかぬく系乃んし
残入付さるるの仕来り改めうんとそれも初病を改そり
と潤れおさむれはあししあまやなれともあつて民を教ふ
事速なりよき役人十餘人としそ下才をめぐらせ不の役人
ホの若愚とあしそ退収立身そなはよかじし宋乃仁宗の時
表の上して四君の都よ在日集よ在わねて遠き國しのなじし
よりそ愛うそ不仕合よあ者ともしてよ小志はしえすく事
と臣下よほせおかこ人君しその任せまのむらしきをわり
廢免仕をあきらかふれは臣下教れ欺く事なくして
んす事小よあるふかしこのて下富貴の家を著となし

法度よ越えぬ人とならばし小民を欺き志急なく受しき
者いそ依て或は流罪し存生の志飛もなく死後の葬りも
しらぬ不仕合うして重病まゝに親子にをねらひ壽命も
ちびもなき村の役人にもく先をわらぬ富貴貧
ぬの人をたさぐる事ぬく久しむ小民を挫め志急なく日付の
役も愛ししとてあるのうしとて志急おらぬなりをふた
とも不復飛過ししと先をねらひ日付の役なりと聞き此比今と
法圓をせしせしむつとく上り時りもめよ者も多れれも
等て左木の悪人をすく度あしき役人も除く困窮る民も
も志急らるる便おののめえあれともたきふおとれり

宋の徽宗崇寧九年不^レ安津坊と云く

同三年滿州縣小詔し澤野の地作おのたきとる地と云く

満園を多く凡寺くの葬られぬお捨てて立くる権又野原に
さししたる骸骨をも皆此園に葬られ愴而お記し立ておを
建てし時し法事成たえおより教類の墓をとりておを終
り一代の法と云

理宗淳祐七年慈知局を始むお依りて卷り上事のため
者いそおを皆此内に入れしむ又貧窮の者其子と云人
思ふ者といふより奪ひて此局に入れお依り亂と吞し皆上
より采賤を賜し明の大祖天下の教縣を詔して孤考院
を建てしと云事あておなき者知事おを教なき者か
は或は長病りて自分おを度のならしお依り此内り入度

と申す人上より一人お付て一月お米三斗新三斗所其冬
布一疋と給ふ其米の二分二を賜ふ皆先を令み頼じ代
の後と

因禮大司徒の改凶年を以てすオニのはかて改以てと為氏と

集む一ノ四散利 徳を以て 二ノ少く 薄征 三ノ少く 薄征

四ノ四散後 後 五ノ少く 省 六ノ少く 省 七ノ少く 省

八ノ少く 省 九ノ少く 省 十ノ少く 省 十一ノ少く 省

十二ノ少く 省 十三ノ少く 省 十四ノ少く 省 十五ノ少く 省

十六ノ少く 省 十七ノ少く 省 十八ノ少く 省 十九ノ少く 省

二十ノ少く 省 二十一ノ少く 省 二十二ノ少く 省 二十三ノ少く 省

二十四ノ少く 省 二十五ノ少く 省 二十六ノ少く 省 二十七ノ少く 省

二十八ノ少く 省 二十九ノ少く 省 三十ノ少く 省 三十一ノ少く 省

三十二ノ少く 省 三十三ノ少く 省 三十四ノ少く 省 三十五ノ少く 省

郊里の竹を以て四方より移り奉り賓客よあぐよ野鄙の

財を以て流浪の人の奉りよあぐよ陳敬仲の自ら韜旅の術を以て

りし孔孟の四方ヲあぐよ 縣教の財を以て凶年の村乃も尚よ

なを周禮よ唐人の收は九穀黍稷稻粱秣 農教を司り下し

の上下の入箇と技方米の奉りよあぐよ荒麻豆あり 年の豊年凶年

に依て用の入用乃存りよあぐよ不足を志り王及家宰に遺るなり

大抵民の食豊年一人之し一月は四鬴を喰ふ一鬴六斗 四斗なり

もつしよあぐよ年一人之も一月は三鬴を喰ふ不作年

一人之も一月は二鬴を喰ふ事なるを爰に於て民乃若しむ

者を移りて米の奉りよあぐよ又三斗は入て國の定りたる

入り成りたる

國礼は國教の故凶年よあぐよ民の若しむ事あれば旅布とて不

と於て國才を以り上乃作を付て施し也也李觀曰國教の

國才を以りて也也移り凶年のとて爰に夜宿をせり時

又也りて移りなり

礼記玉藻凶年小豆のりなき者物を先取ひ饑りなき

車乃よあぐよ命事しりよあぐよ音楽を又凶年小豆布

を先取ひ木乃命をさしりよあぐよ橋関不山澤も運上あぐ

善法をなす大まざるもの車馬も代作事なる

魏の季惺平糶の法を以て井くあぐよ餓饉の年小豆を

の豊年の時買上よりりしりよあぐよ成り米を以てよあぐ

其の凶年よ其の豊年の時買上よりりし位を以て米を

也

しと極ふる餓饉あれど米並高ういふを民患し中次
中飢則に殺中麩之所飲とありはれず米粟は久しく年と増かし十年米麩有て
十年の後は大饑ありと事なり中麩の並りて大饑より上事ありて極饑饉
糧不貴とありと
らるるし

漢の耿壽用常平倉を創る米の下並の時價を倍しを買上
て其儲りおさる高並の時價を半にして拂りしを是と名
平倉と云

後漢貞平元年四月より雨降らば七月の比よりりて一斛の
米並は五十万と長安の人たういふは元帝之献帝侍御史復改
して余の米豆をかし粥うて貧民を弔ふこれ毎飢死する

元始の如し帝疑て米豆を舂て粥をさるふ二盆を滿り
帝愛せ依てその口のありて之の實ありとせめて汝を鞭打事
八十のりき是より民飢死する者なり

隋の開皇入年は長孫平義倉を作る民を以て秋米をかりおと
むる時米麦一石より下民の貧富を定て是をかし帝社におさむ
是社ありて里
毎社あり 社のほろき其米を司り凶年の時の倉と名は是と

義倉と云

宋乃仁宗天災ふ遠し毎り常の法を以て表向の宮殿り春
社の法衣をもかえ膳の類をも備らし音楽をもやめおんれくて身
をかりえ其布ある事法を教ふも顯る民をかなしはるこの
布ある事詔り法書おしおふとある其禍を弔りしありハ
蔵の米を以て賑ふし或はあまを安くし米を拂飛又うも多
これ他國の災なきふより米を運せしを弔ふ又是と云れ

身代りなき民あり米をよけさせし官位をりてふ民所人の事と云ふ

平和し先王官し准 又甚年し遂に納言茲の金反物未をかし又い

僧の度牒をせりて武二年の運送未をともめ武の百首をゆるし

上納をゆるし民の方し氣ゆるりて其の紙收をやらぬ同市

場の運送をりてし山川未の市場の控をゆるめ民のうかづる

事ありまふりてより先とせりて困窮は死するものより

先と葬りせりて宋の孝家の時朱子の社会の法を下しおと

しと始り朱子世法と出宗安縣用耀々より其左不り社会

の余ふはる ありて朱子はとありて朱子百石を借り

是れ民の借りて朱子を蔵りてりて冬よりして利足をかこし

むりて不化をれ利足とすか減し甚の不作にり利足を除

る十四年間の利足の朱子借りてはありて朱子百石を借りて

先と朱子百石を借りて返りし朱子百石を借りて社会とし

より後利足をあらめは唯一不毎ありて朱子百石を借りて

り一村のつと出年ありとも念りてしかり山崎氏ありて社会

法りあしけれりて異しぬ

朱子其表より申て曰は茲戦の林希よりありて朱子百石を借りて

朱子の出年を救えし政は之多くして益ありて朱子百石を借り

のほきありて此言より朱子百石の後の監とありて

兵庫曰朱子のほきの一言唯選寧と申の志ありてありて

より今に及んで皆出の志ありて朱子百石を借りて

と朱子の政と云く論はるる因の世ありて朱子百石を借りて

と朱子の政と云く論はるる因の世ありて朱子百石を借りて

心算上な利李悝の志あり其次なり氏於嘉格させ米あり亦に
後より其次なり之儀をたの志あり心算上二口人を奉り下
なり心算上をたの志あり曾此輩員を救ふの儀をたて口有目答
上して子藏の米をたしを氏を極ふ一人を一日武陣子たハ
一日に三陣氏員よりかりて食ふと日しくこの業を止むと
又二口に二陣の米をたさる時其陣の員もともあつた公おのれ
業を捨て日し僅の米を待たるのし是よそ唯飢人成春よの
い志を長く氏の為よあるなりととたつたよあつた中くその
家より家内より十人あり其内六人年な事し人よ四人子老の
移りたつてふかき年な事しは六人そ一月お付米三石六
斗とあふふし子供四人そ一月お付米一石二斗とあふふし大抵
一家一月よ米八石のあふりなりとかりしより麦の熟する近ハ
凡十日の移りありそ一家米六石のあふりなりお圓形員と家
は氏家お及お十方より多かり其月お花よ是成るぬと米
と揚ぐとも言ふと魚き者と除きハ十方とあふりし十日の間
米よ百万石あり十方新よ是ふしとなり有日の又世お入いかり
毎世人のしたつた是と揚ぐとる武速おん式とてとる
其上混雜も集り米をてみりかきしとそれと年一宮あり
このつらひありまうそ一日の食をたさやうなるものそ家を建
業よありつこのゆとしておん是よ依てをたつた僅の詔りを一
枚紙りたるしと是と下しおい浅入拾万貫とをたれ米百万
石を揚ぐとまめて事足ししなせなれは禍をたつたの家十方

新の積りにして一ヶ月もたず米十石と浅く松をりし多しき
 者、平生位のくらしにして、まことに平日は往くありき多し
 かし、残るなりて家を作り、家業をありつき、米をゆき、其の
 ちのしすれ、百姓、田地をり、所人もその高飛た、あたし
 哉、年の米をよそ、一町、或送るより、いさるかり、まゝ、さう、し、まゝ、
 有目、送り、十月のうちに、米六万石を、ほあ、や、ま、あ、し、今
 とく、その、め、く、な、れ、米、百、万、石、を、其、上、是、と、か、し、後、よ、是、と、返、と
 ば、し、た、く、も、あ、る、その、米、百、万、石、を、し、丘、瀆、り、く、民、に、米、十、石
 たり、く、も、あ、る、その、米、百、万、石、を、し、丘、瀆、り、く、民、に、米、十、石
 あ、る、もの、よ、其、ま、た、か、し、を、ち、か、し、た、ま、者、未、皆、是、の、あ、ら、し、は、
 く、其、を、才、と、く、も、あ、る、よ、か、る、し

用いたる米の量
 一ヶ月間の積り

